

山口県土地家屋調査士会「境界問題相談センターやまぐち」受付面談手続実施規程

(目的)

第1条 この受付面談手続実施規程（以下「規程」という。）は、「境界問題相談センターやまぐち」規則（以下「規則」という。）第50条の規定に基づき、「境界問題相談センターやまぐち」（以下「本センター」という。）で実施される受付面談に関する手続及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 受付面談手続とは、本センターを利用したい趣旨で電話及び来訪してきた利用者に対して、その利用趣旨を調査士会の会員である土地家屋調査士（以下「調査士」という。）2名が対面で聴取し、本センターで実施される手続の概要について説明するための手続であり、相談業務を含まないものである。

(受付面談員候補者)

- 第3条 調査士会は、調査士のうちから、受付面談手続を担当する者の候補者を選任する。
- 2 前項の候補者の選任は、調査士会が行う所定の研修を修了した者のうちから運営委員会の意見を聞いて調査士会の会長が任命する。
 - 3 センター長は、受付面談員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、本センターに備える。
 - 4 規則第6条第1号及び第3号の規定は、受付面談員候補者の欠格事由について準用する。

(受付面談員候補者の任期)

第4条 受付面談員候補者の任期は、候補者名簿に登録したときから2年とし、再任を妨げない。ただし、規則第11条の規定により選任された調停員候補者等の任期の残存期間と同一とする。

(受付面談員候補者の退任)

- 第5条 規則第6条第1号及び第3号並びに第10条の規定は、受付面談員候補者の退任について準用する。
- 2 センター長は、前項の規定により受付面談員候補者が退任したときは、候補者名簿からその者の氏名を削除しなければならない。

(担当受付面談員の選任)

第6条 センター長は、受付面談手続の期日と開催場所を指定したときには、候補者名簿のうちから担当する受付面談員を選任する。

(受付面談手続における説明事項)

第7条 担当受付面談員は、利用者が本センターの相談手続または調停手続の利用を希望するときは、利用者に対し、別に定める書面を交付し、各々の手続に必要な事項を説明しなければならない。

(受付面談調書の作成)

第8条 担当受付面談員は、受付面談手続の期日ごとに別に様式に定める受付面談調書を作成し、本センターに提出しなければならない。

(受付面談手続費用)

第9条 利用者が本センターの受付面談手続を利用する費用は、無料とする。

(受付面談員の日当)

第10条 受付面談員に支払う日当は、3時間以内 5,250円 とする。

(日当補償)

第11条 受付面談が予定された期日に利用者が出頭せず期日が開催されなかった場合において、受付面談員が本センター内に待機したときは、受付面談員に対し、前条に定める日当を補償する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の意見を聞いて、調査士会の理事会の決議による。

附則

この規程は、平成20年1月10日から施行する。